

沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)整理票(将来像2)

| 基本計画改定(案) | 中間評価結果 | | 委員意見 (理由等) | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して</p> <p>【将来像実現への道筋】 沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿やイチャリパチョーデー、ユイマールなどの沖縄の心に根ざした相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していく上で欠かすことのできない重要な要素であり、これらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築し、次世代に継承していくことが求められています。</p> <p>このため、県民、地域、学校、事業所、医療機関、大学、研究機関、関係団体、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や将来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな才能を発揮できる社会の実現に取り組むとともに、少子高齢社会が進行する中においても、それぞれの地域で県民が適切なサービスを受けられるよう、保健、医療、福祉の提供体制の整備や人材育成の充実等を図ります。</p> <p>また、災害等から県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化や危機管理体制の整備に取り組むほか、互いに支え合い、主体的に参画し貢献できる共助・共創の地域づくりを推進するため、県民や地域団体、NPO、企業、行政等の多様な担い手の参画と連携を促し、共有する地域の課題解決に向けて公的な分野を含めた協働の取組を推進します。</p> <p>あわせて、米軍基地から派生する事件・事故、環境問題等の発生防止や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題、遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図っていきます。</p> | | | | |
| <p>(1) 健康・長寿おきなわの推進 【基本施策の展開方向】 男女とも平均寿命日本一を取り戻し、「健康・長寿おきなわ」を維持継承するため、沖縄の食文化の優れた面や風土・コミュニティの良さを再評価し、県民一人ひとりが健康意識を高め、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康で生き生きとした生活習慣の定着を促進します。</p> <p>また、県民の健康な体づくりを促す生涯スポーツや競技スポーツ及びスポーツコンベンションを推進し、「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指します。</p> | <p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して</p> <p>(1) 健康・長寿おきなわの推進 【基本施策実施による成果等】 県民一人ひとりが健康意識を高め、食生活や運動などに係る健康づくりの取組を県民一体となって推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命日本一を目指し、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進 健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進します。</p> <p>このため、健康づくり活動については、適度な運動や食生活の改善など、県民一人ひとりの日常生活における健康づくりの継続的な実践を促すとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発及び健康づくりを担う</p> | <p>ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくり 社会全体として健康づくりを支援していくことが必要であるため、広報活動等により地域において健康づくり活動を行う団体「チャーガンジューおきなわ応援団」の参加数の増加に努めた結果、参加(登録)団体数は年々増加し、平成27年には91団体と、既に目標値を達成している。</p> <p>また、働き盛り世代(20~64歳)の年齢調整死亡率(全死因)は、男女とも平成17年に比べ平成22年は低下しているが、更な</p> | <p>ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくり 近年は平均寿命の伸びが鈍化し、男女とも全国平均を下回るなど、「健康・長寿おきなわ」の維持・継承が課題となっていることから、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが重要であると同時に、社会全体とし</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|---|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>人材の育成や地域の自主的な活動を支援します。</p> <p>また、食育については、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて一貫した食育の取組を推進するとともに、県民等への普及啓発を推進するほか、沖縄独特の食文化の継承や食を通じたコミュニケーションの強化など、豊かな人間形成への取組を推進します。</p> <p>さらに、生活習慣病予防対策については、関係機関と連携し、生活習慣や食生活の改善、特定健康診査やがん検診等の重要性について啓発を図るなど、糖尿病や脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進します。</p> <p>あわせて、歯や口の健康増進については、乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策、成人期の歯周病予防対策及び高齢期の歯の喪失予防に取り組めます。</p> <p>禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。</p> <p>また、飲酒による肝疾患等の健康障害や節度ある適度な飲酒について普及啓発を図るほか、健康教育や保健指導等を推進します。</p> <p>心の健康づくりについては、職場などにおける過労対策、休養・睡眠やストレス対処法に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>介護予防については、介護予防事業従事者に対する研修の実施や関係機関と連携した介護予防に関する普及啓発等を推進します。</p> | <p>る改善に向けて、従業員の肥満対策や健診受診率向上等の健康づくりに取り組む県内事業所に対する事業費の一部助成や、県内企業等への健康づくりに関する普及啓発を行っている。</p> <p>さらに、地域活動栄養士の資質向上を図るための研修の実施及び特定給食施設における栄養改善活動の支援など、食環境の整備を図ったが、脂肪エネルギー比率が改善していないことや、緑黄色野菜の摂取量減少、一日あたりの歩数の減少など、食生活や運動といった生活習慣の改善がみられなかったこと等により、成人肥満率については、男女ともに悪化している。</p> <p>あわせて、要介護認定を受けていない元気な高齢者の増加を図るため、理学療法士、作業療法士等の職能団体と連携し、地域包括支援センター等の介護予防従事者を対象とした研修等を充実させ、介護予防ケアマネジメントの向上や住民の通いの場づくり等の地域づくりにつなげているところだが、後期高齢者（75歳以上）人口の増加とともに、介護認定を受ける割合も増加していることから、介護認定を受けていない高齢者の割合は、平成28年3月末現在で81.0%と、基準値と比較して0.9ポイント低下しており、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> | <p>ても引き続き健康づくりを支援していくことが必要である。</p> <p>また、本県では、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。</p> <p>さらに、心疾患や脳血管疾患の年齢調整死亡率の改善幅が全国と比較して小さくなったことや、糖尿病、肝疾患等の20歳から64歳までの年齢調整死亡率が高くなっていることが、平均寿命の延びを鈍化させている要因であり改善が必要である。</p> <p>あわせて、介護予防を効果的に進めていくとともに、介護保険法改正に伴う、新しい地域支援事業の円滑な実施とともに、住民の通いの場づくりの形成が必要である。</p> | | |
| <p>イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成</p> <p>県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツの推進や競技スポーツにおけるトップアスリートの育成、県民がスポーツに触れる機会の創出を図るとともに、地域振興にも寄与するスポーツコンベンションを推進することにより、スポーツアイランド沖縄の形成を目指します。</p> <p>このため、生涯スポーツ・競技スポーツの振興については、スポーツ・レクリエーションイベントの開催や総合型地域スポーツクラブの創設・育成の促進により、生涯スポーツ社会づくりを推進するほか、小学生から社会人までの一貫した指導体制の充実や競技力の向上、スポーツ指導者の養成・確保、スポーツ医・科学の観点からのサポート等により、国内外において活躍するトップアスリートの育成に取り組めます。</p> <p>また、スポーツコンベンションについては、沖縄の亜熱帯海洋性気候や地域特性を生かした地域スポーツ拠点の形成を図るとともに各種スポーツキャンプやイベントの誘致活動を実施し、スポーツを通じた交流を推進するほか、受入体制の整備に取り組めます。</p> <p>さらに、スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健康な体づくり、健康・長寿を達成するため、スポーツ・レクリエーション施設等を整備し、適切に管理するとともに、広域的レクリエーション機能を備えた運動公園等の施設の充実、安全で気軽にウォーキングやジョギング、サイクリング等ができる環境づくりを推進します。また、トップアスリートの育成のためのトレーニング設</p> | <p>イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成</p> <p>沖縄県選手の競技力向上を図るため、（公財）沖縄県体育協会と連携し、企画提案型競技力向上対策事業、コーチ招聘事業、トップレベル選手育成事業等に取り組んだ結果、国民体育大会総合順位については、平成27年は45位となったが、今後も選手の育成等に取り組む、個人種目・団体種目で選手が本来の実力を発揮できれば、目標値を達成する見込みである。</p> <p>さらに、県民がスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、スポーツコンベンションの広報・誘致活動、県外・海外での見本市出展等による観光の誘客促進、スポーツイベントに係るモデル事業への支援等に取り組んだ結果、スポーツコンベンションの県内参加者数については、平成26年度に93,866人と、既に目標値を達成している。</p> <p>あわせて、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツコンベンションを推進するため、拠点となる沖縄県体協スポーツ会館の整備、県立武道館や奥武山庭球場等の整備、総合公園、運動公園等の整備を行った結果、県立社会体育施設の平均稼働率並びに利用者数（奥武山総合運動場のみ）については、平成27年度に利用者数669,000人、平均稼働率71%となり、既に目標値を達成している。</p> <p>加えて、芝生管理の専門的知識を有する人材を育成し、グラウンド芝生環境の向上を図るなど、スポーツ・レクリエーション環境の整備及びスポーツコンベンションに対応した施設の充実を図ったことで、サッカーキャンプの件数も過去最高となった。一方、陸上競技場（プロサッカー対応可能）年間利用者数については、沖縄県総合運動公園陸上競技場は平成27年度まで整備中であったため、現状値は基準値を下回っているが、J2基準のホームスタジアムが完成し、陸上競技場の機能が向上したことで、目標値を達成する見込みである。</p> | <p>イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成</p> <p>県民の健康の保持増進に向けて、生涯スポーツ社会を実現することが必要である。</p> <p>また、沖縄県選手の競技力向上を図るために、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や県外合宿、優秀な指導者の養成・確保を図るとともに、県民のスポーツに触れる機会（観る、参加する）の創出のため、更なるスポーツコンベンション誘致が必要である。</p> <p>さらに、沖縄のスポーツ環境の認知度を高めるため、効果的な情報発信、チーム・団体の円滑な受入を行うワンストップ機能を持った「スポーツコミッション沖縄」を強化するとともに、生涯スポーツ・競技スポーツの振興及びスポーツコンベンションを推進するため、様々な機能を有したスポーツ・レクリエーション環境の整備、各種スポーツコンベンションに対応した施設の充実を図る必要がある。</p> <p>あわせて、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したため、同大会で活躍する選手を育成するとともに、事前合宿などの誘致によりスポーツコンベンションの拡大へつなげる必要がある。</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|---|--|--|---|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>備等を備えたスポーツ施設や様々なスポーツコンベンションの開催が可能な施設の整備に取り組みます。</p> <p><u>あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、県出身日本代表選手の育成や、聖火リレーの誘致に取り組むとともに、開会式等のプログラムに沖縄の多様で豊かな文化を加えること並びに事前合宿の誘致などを関係者と協議します。</u></p> | | | | |
| <p>（２）子育てセーフティネットの充実 【基本施策の展開方向】 沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援、<u>子どもの貧困対策</u>に取り組み、子育てセーフティネットを整備します。</p> | <p>（２）子育てセーフティネットの充実 【基本施策実施による成果等】 沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 母子保健、小児医療対策の充実 すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや母親の健康の保持・増進に取り組みます。 このため、母子保健の充実については、行政機関、県民、関係機関・団体の連携のもと妊産婦や乳幼児等の保健・医療体制の充実を図ります。特に、周産期医療体制の充実については、分娩を取り扱う医療機関の減少や産科医療機関のない小規模離島町村が多いなどの本県の特性を踏まえ、<u>周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関</u>が一体となった周産期医療施策の取組を強化します。 また、<u>小児患者の症状に応じ</u>医療機関を適切に利用できる環境を整備するため、小児救急電話相談の実施や「かかりつけ医」の推進を図ります。</p> | <p>ア 母子保健、小児医療対策の充実 妊産婦を支える体制づくりとして、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査が公費で14回受診できる体制を整備し、早期の妊娠届け出を促したことで受診回数が増加につながった。また、全ての妊産婦に安全、安心な妊娠出産ができる環境と、新生児の健やかな発育発達を支える環境を整えるため、周産期保健医療体制の整備として、周産期空床情報ネットワークシステムを構築した。これにより、各周産期母子医療センターの空床情報等をインターネットを利用し正確に把握できるようになったことで救急搬送の迅速化に寄与した。また、低体重児出生の要因を分析した結果、妊婦の喫煙とやせ等が明らかとなったことから、市町村や産科医療機関等へ周知するとともに、モデル市町村において、「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、産科医療機関と連携した保健指導事業を実施した。 このような取組などにより、妊産婦への支援を行っているものの、晩婚化等に伴い母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えていることなどから、乳児死亡率（出生千対）、周産期死亡率（出生千対）、低体重児出生率（出生百対）は横ばいで推移している。 乳児死亡率は平成25年には1.7と一度は目標値を達成したものの、平成26年には2.9と悪化に転じており、周産期死亡率は平成25年までは4.3～4.5と平成22年を上回る水準で推移していたが、平成26年には4.0まで減少するなど、年によって変動があるため、目標値の達成は流動的な状況である。 また、低体重児出生率は平成22年を上回る値で推移しており、平成26年は11.5となっていることから、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> | <p>ア 母子保健、小児医療対策の充実 安心して妊娠・出産ができる環境を整備するなど、母子保健の向上を図るとともに、小児救急医療について、軽症患者の時間外受診が多いことから、引き続き小児患者の症状に応じて適切に医療機関を受診できる環境整備に取り組む必要がある。</p> | | |
| <p>イ 地域における子育て支援の充実 地域における子育て支援の充実や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。 このため、地域における子育て支援については、待機児童解消に向けて、保育所整備や認可外保育施設の認可化等を促進します。さらに、多様なニーズに対応した育児相談などの地域子育て支援、保育サービスの充実、児</p> | <p>イ 地域における子育て支援の充実 潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るため、保育所の創設や老朽改築などの保育環境整備を実施したほか、認可外保育施設の認可化促進、潜在保育士を対象とした研修会や説明会等を行ったことで3年間で270名の保育士を確保した。その結果、保育所入所潜在的待機児童数は、平成26年度末までに5,494人の保育所定員を確保したが、一方で、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行において、従来市町村の裁量とされていた保</p> | <p>イ 地域における子育て支援の充実 沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高くなっており、加えて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに確保を要する保育の定員を約18,000人と見込んでいることから、引き続き、保育所整備、認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等によ</p> | <p>産業振興部会 池松委員 (沖縄工業高等専門学校 教授) 修正意見 見出しを「イ 地域における子育て支援の充実と働き方の改革」へ改訂すべきではないか。 理由 黄色でハイライトされた部分は「子育て支援」では</p> | <p>当該施策展開は、「子育てセーフティネットの充実」に関連する項目であるため、計画の構成上「働き方の改善」の追記は控えさせていただきます。 なお、男女共同参画社会の実現については、将来像2の「(7) 共助・共創型地域</p> |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|---|---|--|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>童の健全育成のための児童館の設置及び放課後児童クラブに登録できていない児童の解消に向けて、地域のニーズに応じたクラブの設置促進等に取り組みます。あわせて、市町村、民生委員・児童委員、NPO、各種民間団体等との連携を図り、地域ぐるみで子育て支援体制の充実を図るとともに、適切な支援、サービスを提供するために必要な保育士の確保及び離職防止対策と資質の向上に取り組みます。</p> <p>また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)については、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援し、男性の家事・育児などの家庭生活への参画を促進するとともに、育児・介護休業法制度や次世代育成支援対策推進法の周知を図ります。また、ファミリー・サポート・センターの未設置市町村に対して設置を促進します。</p> | <p>育所入所対象児童が明確に法で位置づけがなされたことに伴い、新たに確保を要する保育の定員が約 18,000 人と見込まれたため、今後、新制度の施行に当たり平成 26 年度に策定した「黄金っ子応援プラン」を踏まえ、毎年約 6,000 人程度の保育の受皿の確保を講じることで待機児童を解消する必要がある。</p> <p>また、放課後児童クラブの利用者負担軽減を図るため、公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備支援を行ったほか、市町村が行うクラブへの運営費等助成に対して補助を行ったことなどにより、放課後児童クラブの平均月額保育料は、平成 22 年の 11,000 円から平成 27 年には 9,682 円に低減されており、現時点で目標値を達成している。</p> <p>さらに、預かり保育の実施拡大と拡充に向けて、市町村に対して研修会を実施するなどの支援を行ったことで受入れ人数が拡大しており、それに伴い預かり保育実施率（公立幼稚園）も年々増加傾向で推移しており、平成 25 年度以降、目標値を達成している。</p> <p>このほか、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、市町村が実施する夜間保育事業、病児保育事業、延長保育事業等へ補助を行った。</p> | <p>り、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、年々設置数が増加しているものの、クラブに登録できていない児童の解消や多様化するニーズへ対応する必要がある。</p> <p>さらに、預かり保育の拡充に取り組むとともに、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p> | <p>なく、男女協働参画も含めた“新しい働き方”への提言であると考え。スウェーデンに行ったとき、実際にワーキングシェアが行われているのを見て、やろうと思えばできるんだと実感した。</p> | <p>づくりの推進」のうち「ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進」において記述があり、「働き方の改革」の取組みのひとつであるワーク・ライフ・バランスの推進については、「将来像 希望と活力にあふれる豊かな島」における「(10) 雇用対策と多様な人材の確保」のうち「働きやすい環境づくり」の中に記載されております。</p> |
| <p>ウ 子ども・若者の育成支援</p> <p>子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな可能性が発揮できるよう、子ども・若者の育成支援に取り組みます。</p> <p>このため、子ども・若者の育成支援については、沖縄の伝統芸能、祭りなどのイベントや自然を生かした取組など、地域における多種多様な居場所づくりに努めるとともに、ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の支援機関等のネットワークを構築します。</p> <p>また、学校、警察、地域が連携し、支援を要する中学校等にスクールサポーターを配置し、少年の非行防止、立ち直り支援等を図るとともに、小学生を対象とした非行防止教室の拡充や継続補導を実施するなど、予防教育等の充実を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進します。</p> <p>さらに、学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。</p> | <p>ウ 子ども・若者の育成支援</p> <p>子ども・若者の支援に向けた環境を整えるため、ニート等の若年無業者対策としては、知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成 24～27 年度において計 279 名が就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。若年無業者率は、平成 22 年度は 1.4%となり、平成 17 年度の基準値から 0.5 ポイント改善した。</p> <p>また、児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止、早期発見を図るため、平成 24 年度から 26 年度までに小中高校、合計 370 校へスクールカウンセラーを、中学校 39 校へ相談員を配置したほか、県内 6 教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。その結果、平成 26 年度において問題解決又は好転につながった児童生徒の割合は 69.7%と前年度の 32.9%から大きく改善しているものの、登校するまでに至っていない児童生徒も多いことから、小中高校不登校率の解消にはつながっておらず、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> | <p>ウ 子ども・若者の育成支援</p> <p>ニート、ひきこもり、不登校、いじめ問題など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備するとともに、低年齢層の非行が多いことが課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p> <p>さらに、昨今の調査によって、本県の子どもの貧困率は 29.9%と全国の 16.3%に比べて 1.8 倍高くなっており、子どもたちが厳しい成育環境に置かれていること等が明らかとなったことから、「教育・保育の提供」、「子どもの居場所の設置」、「保護者への就労支援」、「県民運動としての子どもの貧困対策の展開」等、総合的な施策を実施する必要がある。</p> | | |
| <p>エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援</p> <p>要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援に取り組みます。</p> <p>このため、要保護児童等への支援については、要保護児童対策地域協議会の体制強化を図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。さらに、児童養護施設の小規模化等を促進し、家庭的養護を推進するなど、社会的養護体制の充実を図ります。また、障害児や発達障害児及びその家族に対し、関係機関と連携した支援を行います。</p> <p>また、ひとり親家庭等の自立支援については、保育サービスの利用促進等による子育て・生活支援策の充実や、関係機関との連携促進、相談体制等の充実を図ります。さらに、資格取得や技能習得、在宅就業等の就業支援、事業主に対する啓発活動等を実施します。</p> | <p>エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援</p> <p>児童虐待の未然防止・早期発見に努め児童の健全育成を図るために、要保護児童対策地域協議会未設置の町村に対して設置促進を働きかけた結果、全 41 市町村において同協議会が設置された。</p> <p>また、ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、就職を希望するひとり親家庭の母等に対し、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や高等職業訓練促進給付金等の給付を行ったことで受講者等の資格取得及び就職へとつながった。職業能力の開発を必要とする者に対しては、専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行い早期就職を支援した。このような取組などにより、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数は、平成 27 年には 495 世帯（累計）となっており、既に目標値を達成している。</p> | <p>エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援</p> <p>児童虐待への対応として、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進等を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>また、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、生活状況は厳しいため、ひとり親家庭等の自立支援に取り組む必要がある。</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|--|--|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>オ 子どもの貧困対策の推進</p> <p>本県では、平成27年度の調査によると子どもの貧困率が29.9%と、全国の16.3%の1.8倍となっています。貧困状態が子どもの生活と成長に与える悪影響を解消、低減し、又は予防するため、貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。</p> <p>このため、子供の貧困対策支援員の市町村への配置や子育て世代包括支援センターの設置促進など、支援を必要とする子どもや子育て家庭を適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。</p> <p>また、乳幼児期においては、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上を図るとともに、子どもを安心して育てることができる保育の提供や、保育や医療にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。</p> <p>小・中学生期及び高校生期においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的な対策を推進するとともに、生活困窮世帯等への学習支援、安全・安心な子どもの居場所の確保などの生活の支援、放課後児童クラブ保育料の負担軽減や医療にかかる経済的負担の軽減、修学支援などの経済的支援に取り組みます。</p> <p>中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に就学、就労をしていない若者で社会的自立に向けた展望を見出せない者に対しては、関係機関と連携のうえ、就学、就労へ向けた支援や、居場所づくり等に取り組みます。</p> <p>貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対しては、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援、住宅支援、就労の支援、雇用の質の改善等に取り組むほか、可処分所得の向上を図ります。</p> | | | | |
| <p>（3）健康福祉セーフティネットの充実 【基本施策の展開方向】</p> <p>年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、健やかに生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現するため、介護・福祉サービスの向上、施設整備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に取り組みます。</p> | <p>（3）健康福祉セーフティネットの充実 【基本施策実施による成果等】</p> <p>年齢や障害の有無などに関わらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり</p> <p>高齢社会が進む中で、本県の高齢者が生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図ります。</p> <p>このため、介護サービス等の充実については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくとともに、適</p> | <p>ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり</p> <p>平成25年度から、主任介護支援専門員を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けたフォローアップ研修等を実施した結果、介護支援専門員養成数は、目標値5,885人に対し、平成27年度累計で5,899人となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>また、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、平成24年度から平成27年度までに、老人福祉施設（広域型）7か所の整備を支援した結果、534床が整備され、介護老人福祉施設定員数</p> | <p>ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり</p> <p>地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していくとともに、適正な介護サービスの提供及び質の向上並びに介護人材の量・質の確保を図り、加えて、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するた</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け参入促進、一職防止と資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組みます。</p> <p>また、居宅生活の困難な高齢者の支援については、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、広域型特別養護老人ホーム等の整備充実を図ります。さらに、利用者の居住環境に配慮した個室・ユニットケア型居室を備える特別養護老人ホームの整備を促進します。</p> <p>さらに、高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが中心となる活力ある地域社会の構築を図るため、経験や知識を活用できる活躍の場の形成や生きがいづくりなどを支援します。</p> <p>高齢者向け住宅の充実については、住み慣れた地域で生活が継続できるよう生活支援サービスや介護・医療サービス機能が一体となった高齢者向け住宅の普及促進を図るとともに、情報通信技術等を活用した高齢者の見守りなどの対策を講じます。</p> <p>安全・安心な高齢社会づくりについては、市町村など身近な地域における相談・支援体制の整備を促進するとともに、認知症高齢者を含む高齢者虐待の防止や養護者支援等を実施し、高齢者の権利擁護を推進するほか、認知症に関する正しい理解を促進します。</p> | <p>については、4,599人となり、既に目標値を達成している。なお、東日本大震災による影響から、建築費用が高騰しているため、平成27年度事業分から補助単価の引き上げを実施している。</p> <p>このほか、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築するため、老人クラブ活動や活動拠点となるシルバー人材センターの設置を支援している。</p> | <p>め、引き続き介護老人福祉施設等の整備充実を図る必要がある。</p> <p>また、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築していくため、高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。</p> <p>さらに、住み慣れた地域で生活を継続できる環境づくりと、高齢者の権利擁護など高齢者を守るための取組を進めるとともに、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。</p> | | |
| <p>イ 障害のある人が活動できる環境づくり</p> <p>障害のある人が安心して暮らし、生活が行えるよう地域社会の構築や障害者の自立及び社会参加の支援を図ります。</p> <p>このため、地域生活の支援については、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進、生活訓練や就労訓練等の日中における活動の場の充実、施設の再整備やグループホームの設置等による住まいの場の確保など、保健、医療及び福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>また、発達障害児・者への支援については、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援を行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成に取り組みます。</p> <p>さらに、障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業所等の福祉的就労における平均工賃月額アップを支援します。</p> <p>社会参加の促進については、スポーツや文化的活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。あわせて、視聴覚障害者の社会参加を支援するため、障害者情報提供施設の整備やコミュニケーションを支援する人材の養成などを行い、情報のバリアフリー化を推進します。</p> <p>共生社会の実現については、障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進し、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。</p> | <p>イ 障害のある人が活動できる環境づくり</p> <p>福祉施設から一般就労への移行等の雇用の拡大を図るため、障害者就業・生活支援センター事業において生活支援担当職員が相談窓口となり障害者の職業生活を支援すること等により、企業や就労移行支援事業所等における就労・職場への定着支援がより強化され、さらに事業所管理者向けに経営力育成・強化の研修を実施した結果、障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額額は僅かずつ増加しており、事業所数については、堅調に増加し、平成27年度においては449箇所と、既に目標値を達成している。</p> <p>また、障害者等の就職困難者に対し、事業所における業務等の訓練の支援を行ったほか、国・県・市町村が実施している雇用に関する支援制度の情報を一元化し、社会保険労務士による事業主向けの雇用相談及び情報発信を行うとともに、雇用の助成金等の案内冊子を発行し、助成金の活用を促進した結果、障害者実雇用率については、既に目標値を達成している。</p> <p>さらに、障害者の社会参加、心身の健康作りのため全国障害者スポーツ大会派遣、県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化等を計画通り遂行したほか、平成24年度にNPO法人沖縄県障害者スポーツ協会を設立し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っているが、障害者スポーツ活動団体数については、余暇をスポーツ活動で過ごす若い世代の障害者が少なくなってきており、団体の増加が鈍化している状態であることから、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> | <p>イ 障害のある人が活動できる環境づくり</p> <p>市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援等が必要であり、医療費助成等の保健・医療サービスの充実も引き続き課題である。</p> <p>また、グループホーム等の整備及び障害者福祉施設等の改築・耐震化等に加え、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が必要である。</p> <p>さらには、障害者が経済的に自立するため、引き続き福祉施設から一般就労への移行等の雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ（工賃の向上）が課題である。</p> <p>あわせて、障害者の社会参加と心身の健康づくりのためにも、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりと、スポーツ大会等の存在を知らない障害者やその関係者に、引き続き大会の存在や趣旨を周知する必要がある。</p> <p>また、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利擁護に関する取組を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。</p> | | |
| <p>ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進</p> | <p>ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進</p> | <p>ウ 県民ニーズに即した保健医療サービ</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>県内各地域において、適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師の育成及び確保に取り組めます。</p> <p>このため、医療提供体制の充実→高度化については、高齢化の進展に伴う医療需要の増大等に対応するため、地域医療構想に基づき、病床機能の分化及び連携の推進など、効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組むとともに、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。</p> <p>加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための情報提供・相談窓口等を設けることで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなど医療機関の負担軽減を図ります。</p> <p>また、県立病院については、地域における中核的な公的医療機関としての役割に応じた安定的な医療提供ができるよう、持続的な経営の健全化に取り組むとともに、必要な医療提供体制の整備を図ります。</p> <p>さらに、医師・看護師等の確保と資質向上については、県内に勤務する若い臨床研修医に向けた専門医や指導医等の資格取得を図るとともに、女性医師等が継続して就労しやすい勤務体制を整備するなど、離島・へき地への医師の派遣や県民ニーズに対応できる高度な医療技術を備えた医師の確保・養成に努めます。また、看護師の供給・確保体制の充実・強化については、専門性の高い看護師養成を行うとともに、民間養成所の安定的運営のための支援、修学資金による学生への支援、離職防止対策などに取り組めます。</p> <p>あわせて、救急医療体制の充実を図るとともに、離島・へき地においては、救急医療用ヘリコプターの活用、専門医の派遣、遠隔医療による支援など、医療提供体制の充実を図ります。</p> <p>また、救急の日等を通して、医療機関及び消防機関との連携により、人工心肺蘇生法やAED設置等の普及啓発に努め、救急医療に係る県民相互扶助の社会づくりを進めていきます。</p> | <p>地域医療を支える医師を育成、確保するため、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修医の養成など、様々な取組を行った結果、人口10万人あたりの医療施設に従事する医師数は、基準値227.7人に比べ現状値は241.5人と13.8人増加し、現時点で目標値を達成している。</p> <p>新人看護職員研修を実施する医療機関への補助や研修責任者等研修、多施設合同研修の実施により研修体制の整備を図ったところ、新人看護職員の臨床実践能力の向上や定着促進につながり、新人看護職員離職率は、基準値14.5%に対し平成26年度には5.7%となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>そのほか、救急医療連携体制の整備については、ドクターヘリの運営費補助、自衛隊ヘリ等に搭乗する医師等の確保に取り組むとともに、休日・夜間の子どもの急な病気への対応や医療機関の受診について電話相談を行う「#8000」の実施や経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」の配布により救急医療機関の適切な受診を促し、医療従事者の負担軽減に寄与した。加えて、災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成や災害医療に関わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用を開始した。</p> | <p>スの推進</p> <p>医療機関に従事する医師数は増加傾向にあるものの、圏域や診療科の偏在といった課題があることから、引き続き医師を確保するための取組が必要である。また、離島及びへき地においては、地域のみで十分な医療を提供できない場合があるため、引き続き沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療連携体制の充実を図る必要がある。</p> | | |
| <p>エ 福祉セーフティネットの形成</p> <p>全ての人々が人としての尊厳をもって安心して暮らせる社会を実現するため、福祉サービスの向上や福祉施設の整備を推進するほか、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>このため、生活自立のための基盤整備については、経済的・社会的自立を促すための各種福祉サービスを適切に提供する体制の充実・強化を図るとともに、持続的に地域社会の一員として活動することができる生活基盤の整備を図ります。</p> <p>また、ともに支え合う地域社会の形成については、高齢者等の孤立化を防ぐため、各種福祉活動や福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉施策に関する総合的な評価や査定能力を身につけた地域づくり活動の核となる人材の確保及び育成を行います。</p> <p>さらに、高齢者から子どもまで対応できる地域共生ホーム施設については、年齢や障害の有無を問わず、誰もが自立し、安心して暮らし、活動できる環境を支援する</p> | <p>エ 福祉セーフティネットの形成</p> <p>平成24年から平成27年までに認知症高齢者など判断能力が十分でない方延べ2,196人に対し、日常的な金銭管理等の支援を行っており、日常生活自立支援事業利用者数は順調に増加しているが、本事業の需要の増加に対して、利用契約等を行う専門員の配置が追いつかないため、目標値の達成は厳しい状況となっている。</p> <p>また、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、県広報誌や広報番組等で役割等について周知を図る等、普及啓発に努めたことで、民生委員・児童委員の充足率は、平成27年度に89.6%となった。しかし、平成28年度は3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選があり、改選直後は充足率が低下する傾向があることから、目標値の達成は厳しい状況となっている。このほか、コミュニティソーシャルワーカーについては、配置・育成を図り配置市町村数は増加している。</p> <p>さらに、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を供給するため、3ヶ年間で1,465戸の公営住宅を整備したことで、最低居住面積水準未達の解消に一定の効果あげている。なお、建替工事が複数年度にわたり、既設公営住宅を除却後、新住棟の完成まで一定の</p> | <p>エ 福祉セーフティネットの形成</p> <p>誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、必要とする福祉サービスを適切に漏れなく利用し、自立した生活が可能となる仕組みが必要であり、地域において互いに支え合う地域福祉社会の実現に向けて、地域福祉のネットワークづくりが課題である。</p> <p>また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を引き続き促進する必要がある。</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>拠点として整備を図ります。</p> <p>あわせて、民生委員・児童委員の充足率向上と活動の活性化を図るとともに、様々な福祉課題を抱える人々の相談・支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの育成・配置を推進するほか、地域の社会資源を活用したネットワークづくりを促進します。</p> <p>住宅については、持ち家率、最低居住面積水準未達世帯の割合など居住水準が大都市並みに低い状況にあることや低所得者世帯の割合が最も高いことから、住宅に困窮する世帯を対象とした公的賃貸住宅の整備に取り組みます。特に公営住宅については、建て替えや新規建設を進めるほか、整備における民間活用や民間借上げ制度の導入等を積極的に図るとともに、高齢者や障害者、子育て世帯等の入居について関係者相互の連携を強化します。また、地域優良賃貸住宅の供給や住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居支援等による住宅セーフティネットを構築するとともに、関係機関と連携した住宅情報を発信します。</p> | <p>期間を要することから、公営住宅管理戸数は、平成 23 年度基準値に比べ平成 27 年度現状値は減少しており、目標値を達成するのは困難な状況であるが、取組を推進し更なる増戸を図る。</p> | | | |
| <p>オ 保健衛生の推進</p> <p>県民の保健衛生環境の向上を図るため、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等に取り組みます。</p> <p>このため、食品等の安全・安心の確保については、食品営業の監視指導、食品表示の適正化や営業者の自主管理の指導・助言を行うなど効率的な取組を推進します。</p> <p>また、感染症対策については、新型インフルエンザ等の対策を図るとともに、エイズ対策として、夜間検査や電話相談等、検査が受けやすい体制を強化するなど、発症以前に感染を発見できる対策を講じます。</p> <p>さらに、難病対策については、地域における医療体制の整備や各種支援等を通して、難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ります。</p> <p>あわせて、自殺対策については、自殺の事前予防や精神疾患などの自殺念慮を有するハイリスク者への危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応まで、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組みます。</p> <p>薬物乱用の防止対策については、薬物教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、薬物密売組織及び末端乱用者への対策を徹底し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族への支援の充実強化による再乱用防止対策の推進など関係機関が一体となった活動を実施します。</p> <p>また、危険生物対策については、ハブ咬症対策を推進するとともに、咬傷時の安全な治療体制を確保します。また、ハブクラゲ等海洋危険生物の危険防止対策を推進します。</p> <p>動物愛護及び狂犬病対策については、動物虐待の防止を図るほか、犬等の適切な管理への指導、助言啓発活動により、人への感染防止等に努めます。</p> | <p>オ 保健衛生の推進</p> <p>食品取扱施設を監視指導する職員の知識・技術の向上を目的とした、国及び研究機関が主催する各種講習会・研修会等への職員の派遣や、北部・中部・南部地域の大型飲食店、広域流通食品を製造加工する施設等の重点的な監視指導及び食品の検査を行ったことで、直近 4 年間の食中毒発生件数は、基準値以下となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>また、自殺対策として、行政及び関係団体による相談体制の充実、人材養成及び普及啓発など、総合的に取組を推進したことで、県内自殺者数は平成 24 年から 3 年間連続して 300 人を下回っており、人口 10 万人あたりの自殺死亡率は、現時点で目標値を達成している。</p> <p>さらに、ハブ咬症被害を未然に防止するため、継続した広報活動を行うことにより、ハブ咬症者数は年々減少傾向にあり、平成 27 年には 67 人となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>このほか、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置後の検査受検について指導等を行った結果、簡易専用水道の検査受検率は、全国平均を上回るとともに、高い受検率を維持している。</p> | <p>オ 保健衛生の推進</p> <p>食品の安全・安心を確保するため、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。</p> <p>また、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び湯水時等の衛生対策を図る必要がある。</p> <p>さらに、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化を図るとともに、難病患者への支援として、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。</p> <p>自殺対策については、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、引き続き地域における自殺対策を強化する必要がある。</p> <p>覚せい剤事犯については、再犯率が高く、再乱用防止対策が求められている。</p> <p>また、本県においては、薬物依存症りハビリ施設利用者の経済的な負担や女性の受け入れ可能な施設が無い等の課題がある。</p> <p>ハブ咬症被害については、未然防止や危険外来種の駆除対策が大きな課題であり、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒をもつ生物による刺咬症事故も発生していることから、引き続き対策を図る必要がある。</p> <p>動物愛護及び狂犬病対策については、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図り、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|---|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>（４）社会リスクセーフティネットの確立 【基本施策の展開方向】 大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。 このため、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策等による災害に強い県土づくりに取り組みます。 また、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、危険生物等による健康被害の発生に迅速に対応する健康危機管理体制の強化、配偶者等からの暴力（DV）対策、消費安全対策等に取り組みます。</p> | <p>（４）社会リスクセーフティネットの確立 【基本施策実施による成果等】 大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染、犯罪や交通事故等のあらゆるリスクから県民の財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 安全・安心に暮らせる地域づくり 県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組みます。 このため、地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応します。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の強化を図ります。 また、配偶者等からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、被害者への支援に向けた取組、DVの防止に向けた広報啓発及び加害者対策を推進します。加えて、性犯罪・性暴力被害者への対応については、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」の支援体制の充実や関係機関との連携体制の強化に取り組めます。 さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく各種対策に取り組むなど、県民一体となった取組を推進します。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進します。 あわせて、水難事故対策については、事故の未然防止等を図るため、安全対策施設を整備するほか、安全教育や安全パトロール等の地域と連携した取組を推進します。 消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を促進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図ります。 近年増加しているサイバー空間の脅威については、スマートフォンの普及等に伴い犯罪形態が多様となっていることから、取締りを強化するとともに、県民へサイバーセキュリティに関する普及啓発を図ります。</p> | <p>ア 安全・安心に暮らせる地域づくり 地域の安全性を高めるため、地域安全マップ講習会や子ども・女性安全安心見守りモデル事業、公共施設の安全点検などを始めとする「ちゅらさん運動」への取組及び県民への普及啓発活動、犯罪抑止対策を推進した結果、刑法犯認知件数については、13年連続減少しており、現時点で目標値を達成している。 また、飲酒運転取締り体制の強化と各季の交通安全運動や飲酒運転根絶一斉県民運動、高校生による飲酒運転根絶メッセージのラジオCM等各種交通事故抑止対策を推進するとともに、交通信号機の集中制御化、事故危険箇所の指定・登録及び滑り止め舗装等の整備を行なった結果、交通事故死者数については、平成26年には過去最少の36件を記録し目標値に達していたが、平成27年は41件となっており引き続き取組を強化することで目標値を達成する見込みである。 さらに、くらしのサポート講座や消費者学習教室、金融知識普及のための講座等の各種消費者教育講座を開催し、消費者トラブルへの対応や消費生活相談事例を紹介するなど、消費生活の安全確保に関する意識啓発を推進した結果、消費者啓発講座受講者数については、基準値と比べて減少しているものの、消費者教育・啓発のニーズの掘り起こしに努めるとともに、アドバイザー派遣講座等の開催を重点的に推進することで、目標値を達成する見込みである。 このほか、サイバー犯罪及びサイバーテロの発生を未然に防止するため、広報啓発活動を推進し、県民のサイバーセキュリティ対策に関する知識の底上げと意識の向上を図るとともに、警察安全相談体制を強化するため、警察安全相談員を県警本部及び各警察署へ配置した。 また、カウンセリングの実施、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」や支援担当者に対する研修会の開催など、犯罪被害者に対する支援等を実施したことなどにより、社会全体で犯罪被害者の支援を行うという気運を醸成した。 さらに、DV相談体制の拡充と強化を図るため、夜間及び男性相談の窓口を開設するとともに、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所て提供するための「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設した。</p> | <p>ア 安全・安心に暮らせる地域づくり 犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備など警察基盤を強化するとともに、犯罪被害者の被害軽減・早期被害回復を図るため、犯罪被害者に対する支援活動等を推進する必要がある。 また、沖縄県においては、DVに関する相談件数は増加傾向にあることから、DV被害者に対する相談体制の拡充と強化及び適切な支援を実施する必要がある。 性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を中心とした体制強化を図る必要がある。 事故防止対策として、飲酒運転根絶を図るため「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた各種対策を推進するほか、信号機の増設をはじめ、老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の新設・更新に取り組むとともに、県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用があることなどから、水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が必要である。 また、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発、消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。 さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。 あわせて、新型インフルエンザなど県域を超えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期にお</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| 健康危機管理体制の強化については、食中毒、感染症、環境汚染対策、危険生物対策等に起因する健康被害から県民の生命、健康を守るため、これらの諸問題に係る情報の集約化、調査・研究及び情報発信を推進し、地域完結型の危機管理体制の構築に取り組みほか、防疫体制の強化に向け国や関係機関との連携強化を図ります。 | | る対応策を検討し、健康危機管理体制を整備する必要がある。 | | |
| <p>イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化</p> <p>沖縄県は島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、県民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るとともに、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組みます。</p> <p>このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進するほか、県民、観光客等への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備を促進するなど、防災体制及び危機管理体制の強化を図ります。</p> <p>また、地域における防災力の向上については、県民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大、ハザードマップや災害時要援護者支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図ります。また、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化など消防防災体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、災害時等における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組みます。</p> <p>あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進します。また、空港・港湾・漁港における緊急物資輸送機能を有する施設の整備や安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営を図るほか、必要に応じて自衛隊ヘリの災害派遣要請や民間ヘリ等の応援要請を迅速にできる体制を構築します。</p> <p>密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組みます。</p> <p>生活基盤の機能維持・強化については、上下水道、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組みます。</p> <p>住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組みるとともに、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のた</p> | <p>イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化</p> <p>避難誘導体制の強化を図るため、県では、学識経験者で構成される「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」において新たに想定される津波浸水想定図の作成・公表等を行った結果、津波高潮ハザードマップ作成市町村数は、平成 27 年度で 37 市町村となり、目標値を達成する見込みである。</p> <p>また、消防職員及び消防団員の増員・資質向上を図るため、広報を強化するとともに、初任科研修、専科教育、水難救助課程等の教育訓練や県と市町村による消防団の充実強化に向けた意見交換を実施した結果、消防団員数は僅かに増加しているものの、高齢化に伴う退団者もいることなどから、人口 1 万人あたりの消防団員数は、平成 27 年で 12.0 人となり、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>さらに、道路の災害防除を図るため、国道 331 号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った結果、道路法面等危険除去箇所数は、平成 27 年度で 35 箇所となり、順調に減少している。</p> <p>あわせて、民間住宅耐震診断の支援や鉄筋コンクリート耐震技術者育成を図るなど、民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策を行った結果、住宅耐震化率は、平成 25 年度時点で 85.1%と向上しているが、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>また、台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設の防護機能を確保するため、北谷町の宮城海岸、名護市の嘉陽海岸などにおいて海岸保全施設の整備を行った結果、防護面積（高潮対策等）は、平成 27 年度で 80.4 ha となり、既に目標値を達成している。</p> <p>このほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（防災行政無線）の再整備・高度化による災害に強い防災基盤の構築など、防災体制を強化した。</p> | <p>イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化</p> <p>大規模災害等に備え、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤を整備するとともに、県民の生命と財産を守るため、生活基盤の機能強化、県内の人的・物的両面における消防体制の強化、救急搬送の受入体制の強化が必要である。</p> <p>また、自主防災組織や消防団の強化など避難等に資するソフト対策の充実や各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの拡充・強化を図るとともに、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。</p> <p>さらに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を進めるとともに、公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設から耐震診断・改修を進める必要がある。</p> <p>あわせて、上水道施設については、災害等による断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。</p> <p>浸水対策については、都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少で雨水流出量が増大していることなどから、十分な雨水排除が出来る排水設備の整備が必要である。</p> <p>また、高潮、波浪、潮風害等の対策として、海岸保全施設の新設・改良等による防護機能の確保を図るとともに、防風保安林、潮害防備保安林の整備が必要である。</p> <p>さらに、土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等、総合的な土砂災害対策に取り組む必要がある。</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|---|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>めの制度を構築するなど、耐震化の促進を図ります。特に、昭和 57 年以前に建設された公営住宅は、耐震化・老朽化対策等の必要性が高いことから、早急な更新を行います。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組めます。</p> <p>治水対策（河川・ダム）については、都市河川の重点的な整備を推進するとともに、開発行為や各家庭での雨水利用による河川への流出抑制を図るなど、流域全体で総合雨水対策に取り組めます。</p> <p>下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。</p> <p>土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備、人口が集中する沖縄本島中南部の土砂災害箇所対策を進めます。</p> <p>高潮対策については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。</p> <p>地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組めます。</p> <p>県外で大規模災害が発生した際には、市町村をはじめ関係機関との広域的な連携のもと、被災地における救援・救護、災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援や被災者の受入等に取り組めます。</p> | | | | |
| <p>（５）米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 【基本施策の展開方向】 米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図っていきます。</p> | <p>（５）米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 【基本施策実施による成果等】 米軍基地から派生する諸問題の解決促進や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図るため、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 米軍基地から派生する諸問題への対応 後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求めます。 このため、米軍人・軍属等による事件等については、</p> | <p>ア 米軍基地から派生する諸問題への対応 米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍人等による犯罪などの発生を防止するために、県は、渉外知事会や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めた。 また、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共水域等を継続的に監視することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の未然防止に努めたことなどから、すべて</p> | <p>ア 米軍基地から派生する諸問題への対応 米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、米軍人等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正を求めるとともに、再発防止策の実効</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|---|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀肅正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めていきます。</p> <p>また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実行性のある対応策を講じるよう求めていきます。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求めていきます。</p> <p>日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求めていきます。また、米軍施設における水質、大気質、土壌等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地立入による環境調査が実施できるよう渉外知事会等と連携し、環境特別協定の締結を含む日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求めます。</p> | <p>の調査地点で基地に起因する基準超過は見られず、基地周辺公共水域における環境基準達成率は、全ての調査地点で基地に起因する基準超過は見られず、目標値を達成する見込みである。このほか、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「基地環境調査ガイドライン(仮称)」及び米軍基地内の環境情報を一元的に管理する「基地環境カルテ(仮称)」の作成を進めており、国内外の米軍基地に係る環境情報を一定程度収集することができた。</p> <p>さらに、航空機騒音については、継続的に観測されており、米軍基地航空機騒音に環境基準の超過が確認された場合、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減要請を実施しており、航空機騒音環境基準達成率は改善傾向にあるが、米軍機等の運用に大きく左右されることなどから、依然として環境基準超過の状況が継続しており、目標値の達成は厳しい状況にある。</p> | <p>性の検証を含め、抜本的な対策を講ずるよう求める必要がある。</p> <p>また、米軍航空機騒音については、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても、油流出事故による土壌汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしていることから、引き続き継続して調査・監視する必要がある。</p> | | |
| <p>イ 戦後処理問題の解決 不発弾処理対策や所有者不明土地問題等の諸問題の早期解決を図ります。</p> <p>このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき、不発弾探査の加速化・効率化を図り、県内不発弾の早期処理の取組強化に必要な措置を国に強く求めます。</p> <p>また、沖縄戦等により発生した所有者不明土地問題については、戦後 70 年近く経過した今なお解決には至っておらず、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう、立法措置を含めた諸問題の解決を国に強く求めるとともに解決に向けた取組を促進します。</p> <p>さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図る体制を整備し、遺骨収集の加速化を図り、一定の期間を目標に集中的に取り組むよう国に強く求めます。</p> | <p>イ 戦後処理問題の解決 不発弾処理については、国からの補助拡大や市町村から県への事業主体の変更による効率的な事業の推進等により、埋没不発弾量（推計）は、着実に減少しているものの、埋没情報や発見の減少などから目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>また、所有者不明土地問題については、測量調査や所有者探索により、所有者不明土地管理解除率は、平成 27 年度は 22.7%（796 筆）と平成 23 年度の 21.8%（742 筆）に比べ 0.9 ポイント（54 筆）改善されているが、戦後 70 年余が経過し、所有者特定のための証拠書類の確保等が難しくなっていることから、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>さらに、沖縄戦没者の収骨については、ボランティア等に対し、遺骨収集を安全かつ円滑に行えるよう活動費に対する支援を拡充した結果、平成 24 年度から平成 27 年度までの収骨数は 669 柱となり、目標とする遺骨収集の加速化につながっている。</p> | <p>イ 戦後処理問題の解決 不発弾から県民の生命・財産を守るため、引き続きその早期処理を図ることが重要課題である。また、所有者不明土地については、戦後 70 年以上が経過し、所有者の特定が難しくなっていることから、抜本的な解決策が求められるとともに、沖縄戦没者の遺骨収集については、その遺族や戦争体験者等の高齢化により情報収集が難しくなっていることから、遺骨情報の一元化やボランティア団体への支援など、組織的・計画的な取組による遺骨収集の加速化が求められる。</p> | | |
| <p>（6）地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 【基本施策の展開方向】 人口減少や少子高齢化が進む離島や台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図ります。</p> | <p>（6）地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 【基本施策実施による成果等】 安らぎと活力ある地域の形成に向けて、高齢社会に対応した住環境の整備、老朽化する社会資本ストックの適正な維持を図るなど、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化を推進するため、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 地域特性に応じた生活基盤の整備 島しょ地域である沖縄県の各地域の特性や社会環境の変化等に対応した、住宅、水道、電気、道路等の生活基盤の整備・拡充を図ります。</p> | <p>ア 地域特性に応じた生活基盤の整備 公営住宅については、建替工事の際、既設公営住宅の除去後、新住棟の完成まで一定の期間を要することなどから、管理戸数は、平成 23 年度に比べ平成 27 年度は減少しており、目標値を達成す</p> | <p>ア 地域特性に応じた生活基盤の整備 最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が全国でも高いことから、同水準を満たしていない世帯の解消に取り組</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|---|--|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>このため、住宅については、公的資金を活用した民間住宅や公的賃貸住宅等の供給を促進するとともに、バリアフリー化の促進や沖縄の風土に根ざした住宅の普及促進を図るほか、消費者への適切な住宅情報の提供に取り組むなど、多様な社会のニーズに対応した質の高い住まいづくりや安全・安心な居住環境づくりを推進します。</p> <p>また、安定した水資源の確保については、多目的ダムの適切な維持管理、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを県民一人ひとりが再認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会を実現します。</p> <p>さらに、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進します。また、小規模水道事業については、運営基盤が脆弱な事業が多くあることから、効果的に運営基盤の安定化及び水道サービスの向上を図るため、多様な形態の水道広域化に取り組みます。</p> <p>あわせて、下水道等の汚水処理施設の整備については、各種汚水処理事業が連携し、地域の実情に応じた効果的な整備を推進します。</p> <p>安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、電気事業に関する税制の特別措置を活用した液化天然ガス（LNG）の利用促進や海底ケーブルの更新・新設の促進等を図るほか、現在も駐留軍用地内に多くの電力供給設備が存在する現状を鑑み、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して支援を行うことにより、沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保に努めます。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化及び効率化を推進します。</p> <p>交通・輸送基盤の整備については、数多くの島々で構成され、本土から遠距離にある本県の地理的条件を克服し、県民生活の向上、魅力あるまちづくり及び産業・経済の発展を実現するため、地域特性に応じた陸・海・空の各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図ります。</p> | <p>るのは困難な状況であるが、取組を推進し更なる増戸を図る。</p> <p>また、電力の安定供給を図るため、離島へ電力を供給する送電用海底ケーブルの敷設に対する支援を行ったが、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、海底ケーブルの劣化状況に応じて電気事業者の設備更新計画の見直し等により整備の時期が延期されたことなどから、目標値の達成は困難な状況となっているが、電力の安定供給に影響はない。</p> <p>さらに、36市町村において172路線の市町村道の整備に取り組んだ結果、市町村道の改良済延長については、平成25年度で4,145kmと増加しており、生活基盤の強化、地域活性化及び生活環境の向上に寄与している。今後も、継続的な整備により、改良済延長は順調に増加する見込みである。</p> | <p>むことが重要である。</p> <p>また、上水道の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進めるとともに、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上が求められている。</p> <p>さらに、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の町村では、本島中南部に比べ汚水処理施設の整備が遅れているため、人口動態変化を注視した汚水量の増加に見合った施設を整備するとともに、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。</p> <p>県民生活を支える道路の整備に当たっては、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティの維持・形成や地域の活性化等へ配慮するとともに、幹線道路網の形成、交通安全等に配慮した整備が必要である。</p> <p>また、空港は、県民の重要な交通インフラのひとつであることから、地域の実情に対応した空港整備に取り組む必要がある。</p> | | |
| <p>イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供</p> <p>地理的条件にとらわれず、リアルタイムでの情報の入手・共有・発信・活用等を可能にする情報通信技術を活用し、情報格差の是正、行政手続サービスの拡充等に取り組めます。</p> <p>民間通信事業者による光ファイバ網の整備や新たな技術を活用した低コストな情報通信基盤の整備を促進するとともに、行政機関や公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークの整備を進めます。特に、離島等条件不利地域においては、都市部など基盤整備が進んでいる地域と同様なブロードバンド環境や放送の受信環境の確保に向け、基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進することで、安定かつ質の高い情報通信基盤等を確保します。</p> | <p>イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供</p> <p>離島地区と都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組んだ結果、移動系を除く、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率は、平成27年で94.2%と上昇しており、目標値を達成する見込みである。</p> <p>また、行政サービスの高度化を図るため、一般住民等を対象とした行政手続のオンライン化に取り組んだ結果、電子申請利用件数（県民向け）については、平成27年度で17,341件となり、既に目標値を達成している。</p> <p>さらに、県が保有する各分野における地理空間情報を提供することができる統合型地理情報システム（統合型GIS）を平成25年度に更新し、操作性の向上及び防災関連情報等内容を充実させたことなどから、統合型GIS閲覧件数については、平成23年度</p> | <p>イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供</p> <p>離島地区においては、本島から遠隔に位置するという地理的条件や採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の解消に向けた情報通信基盤の整備を支援する必要がある。</p> <p>また、行政サービスの高度化について、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等の拡充や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充等を図る必要がある。</p> <p>さらに、情報通信技術等を活用した教</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|--|---|--|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>また、地域情報化の促進については、各学校において情報通信技術の進展に対応した設備・機器等の整備を促進するとともに、情報通信技術に関する教職員研修の充実を図り、情報教育の充実や各教科での活用促進を通して児童・生徒の情報リテラシーの向上等に取り組むほか、日常生活等における情報通信技術の利活用を促進します。</p> <p>さらに、電子自治体の構築については、行政サービスの高度化による利用者の利便性向上を図るため、情報の提供・発信の充実及び県民参加の推進、行政手続のオンライン化の拡充及び利用の促進を図るとともに、情報基盤の適切な管理運用、更新やセキュリティ対策の強化、人材の育成・確保等による行政運営の高度化を図ります。また、情報通信技術の進展を踏まえた低コストで質の高い電子自治体の構築に取り組めます。沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築及び利活用の推進、統合型地理情報システムの整備、消防防災分野における情報通信の高度化など情報通信技術の利活用を推進します。</p> | <p>と比べ増加しているものの、目標値の達成は厳しい状況となっている。</p> <p>このほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築により行政サービスの高度化を図るなど、情報通信技術の利活用を推進した。</p> | <p>育を促進するため、離島地区の学校において通信回線及び情報通信機器等の整備を行うほか、教員のICT活用能力の向上や教員を支援する体制を整備する必要がある。</p> | | |
| <p>（7）共助・共創型地域づくりの推進 【基本施策の展開方向】 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を目指します。 このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図ります。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進します。</p> | <p>（7）共助・共創型地域づくりの推進 【基本施策実施による成果等】 一人ひとりが世代や性別などに関わりなく、お互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を図るため、各種施策を展開した。</p> | | | |
| <p>ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進 地域の課題解決に向けて、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するほか、ユイマール精神で地域社会に貢献する人材の育成を図り、県民の社会参加の促進と協働の取組を推進するとともに、地域社会の維持を図るため、人口の増加等に向けた施策に取り組めます。 このため、県民の社会参加活動の促進については、企業・NPO等における、人材や資金の確保、経営ノウハウ等の習得を促進するなど活発な活動を支援するとともに、市町村やNPO等のネットワークを通じた研修や地域づくり情報の発信及び取組事例の共有を図ります。 また、複雑化・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携によるソーシャルビジネスを含む様々な取組の推進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図ります。 さらに、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動の普及促進に努めます。</p> | <p>ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進 地域貢献活動を行うNPO法人の設立手続き等に対する支援を行い、平成22年度から平成27年度間に188法人が設立認証されており、NPO認証法人数は、今後も地域貢献活動を行いたいと考える団体の法人設立が見込まれることから、目標値を達成する見込みである。 また、民生委員・児童委員の担い手を確保するために、県広報紙や広報番組等で民生委員・児童委員の役割等について普及啓発に努めたことで、民生委員・児童委員充足率は、平成27年度に89.6%となった。しかし、平成28年度は3年に一度の民生委員・児童委員の斉改選があり、改選直後は充足率が低下する傾向があることから、目標値の達成は厳しい状況となっている。 さらに、市町村において、学習支援活動や登下校安全確保等の教育活動に地域住民をボランティアとして派遣する取組を支援したことで、毎年20万人前後のボランティアが学校支援に参加したことから、学校支援ボランティア参加延べ数は、既に目標値を達成している。 このほか、男女共同参画社会を形成するため、啓発講座の実施、女性相談、女性団体等への活動助成等を実施したことで、男女共同参画に関する意識の醸成に努めた。 また、ボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア</p> | <p>ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化している。地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会をさらに拡大することが課題である。 また、男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取組が必要である。 さらに、人口が減ると地域社会を支える活動の担い手そのものが減少し、離島などの一部町村では、地域社会の崩壊につながることも懸念されることから、離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図るとともに、防犯、伝統・文化の継承など、生活の様</p> | | |

| 基本計画改定（案） | 中間評価結果 | | 委員意見 （理由等） | 委員意見に対する県の考え |
|--|--|---|---------------|--------------|
| | 【基本施策実施による成果等】 | 【今後の課題】 | | |
| <p>あわせて、地域福祉の活動を担う民生委員・児童委員の充足率の向上及び活性化を図るとともに、地域資源を活用した支援ネットワークの形成に努めます。</p> <p>企業・NPO等の多様な主体と行政の連携については、地域の活性化などの地域における課題解決を図るため、公的な分野における協働の取組を推進します。</p> <p>地域と学校・家庭の連携については、相互の連携を図るとともに、学校の主体的な教育活動の取組を推進し、地域住民等が学校運営に参画しやすい環境を整備します。</p> <p>男女共同参画社会の実現については、地域、事業者、行政等がともに、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援する制度の活用・充実を図るなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進します。また、男女共同参画センター等において、地域の課題解決につながる実践的な知識習得や意識啓発の取組などにより、男性や子どもを含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参画できる地域コミュニティの形成を促進します。</p> <p><u>人口の維持・増加については、平成26年3月に策定（平成27年9月に改定）した「沖縄県人口増加計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に基づき、人口の自然増及び社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に取り組みます。</u></p> | <p>活動の普及促進につなげることができた。</p> | <p>々な面での支えあいが可能となるよう、世代のバランスをとり、地域社会の維持・発展を図る必要がある。</p> | | |
| <p>イ 交流と共創による農山漁村の活性化</p> <p>農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々にゆとりと安らぎを与える生活空間である農山漁村の活性化を図るため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山漁村と県民・観光客等とのふれあいの場の創出、他産業との連携による取組等を推進します。</p> <p>このため、地域の魅力ある素材の発掘、担い手や地域リーダーの育成、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実等、地域住民の自主的で創意工夫によるむらづくりを支援するとともに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景づくり、歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持に努めます。</p> <p>また、観光リゾート産業など他産業と連携し、<u>農家民宿を中心とする体験交流プログラムの提供</u>、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による<u>農山漁村の経済活動の拡充</u>を図ります。</p> | <p>イ 交流と共創による農山漁村の活性化</p> <p>グリーン・ツーリズム実践者の資質向上に向けた研修会を各地区で開催し、体験・滞在施設を整備した結果、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、平成22年の4万人から、平成26年には9.9万人に増加しており、既に目標値を達成している。</p> <p>また、農山村及び離島地域等における、地域住民ぐるみでの農村環境の保管理活動や地域イベント等に対して支援した結果、農地・水保管理活動取組面積については、既に目標値を達成している。</p> | <p>イ 交流と共創による農山漁村の活性化</p> <p>農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念されることから、地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。</p> <p>また、海に囲まれた沖縄県の新鮮な水産物や漁業技術、自然環境や景観、伝統文化等は農山漁村を特徴づける優れた地域資源であり、交流と共創による活性化の取組が必要である。</p> | | |